

宮津市男女共同参画基本計画
～ウインドプラン 2017～

2017(平成 29)年 3 月
宮津市

はじめに



宮津市では、1995(平成7)年に男女共同参画計画ウインドプラン 21 を、2002(平成14)年には新ウインドプラン 21 を策定し、男女共同参画をめぐるさまざまな課題に的確に対応するための取組を進めてまいりました。

この間、DV防止法や女性活躍推進法の施行、育児・介護休業法の改正など男女共同参画を進めるための体制づくりが進んでいく一方で、少子高齢化、雇用情勢の悪化、東日本大震災をきっかけとした暮らし方や働き方の見直しなど、市民生活を取り巻く社会の状況は大きく変化してきています。

2016(平成28)年9月に実施した宮津市男女共同参画・女性活躍推進等に関する市民意識調査の結果をみますと、依然として職場や家庭・地域社会において、性別による固定的な役割分担意識が高い結果となっており、また、市へのDV相談件数も増加傾向にあります。

このような現状をふまえ、この度、男女共同参画に関する施策をより計画的・効果的に実施するための「宮津市男女共同参画基本計画～ウインドプラン 2017～」を策定いたしました。

今後は、市民の皆様や事業者・団体の皆様と連携、協働して「男女の人権が等しく尊重され、喜びも責任もともに分かち合う男女共同参画社会の実現」を目指す取組を進めてまいります。

結びに、この計画の策定にあたり論議を尽くしてくださいました宮津市男女共同参画・女性活躍等推進計画策定委員会の委員の皆様、また、市民意識調査に貴重なご意見をお寄せくださいました市民の皆様に心から深く感謝申し上げます。

2017(平成29)年3月

宮津市長 **井上正嗣**

目 次

第1章	はじめに	・・・ 1
1	世界の動き	・・・ 1
2	国の動き	・・・ 1
3	京都府の取組状況	・・・ 2
4	宮津市の取組状況と課題	・・・ 3
第2章	基本的な考え方	・・・ 4
1	計画の趣旨	・・・ 4
2	計画の位置づけ	・・・ 4
3	計画の期間	・・・ 5
第3章	基本計画	・・・ 6
1	基本理念	・・・ 6
2	基本目標	・・・ 6
3	取組方針	・・・ 10
	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	・・・ 10
	(2) 家庭や地域における男女共同参画の推進	・・・ 11
	(3) 働く場における男女共同参画の推進	・・・ 12
	(4) 仕事と生活の調和の推進	・・・ 13
	(5) 男性の課題に対応した男女共同参画の推進	・・・ 14
	(6) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護	・・・ 15
	(7) 困難な状況を抱えた方への支援	・・・ 17
	(8) 生涯を通じた女性の健康支援	・・・ 18
	(9) 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立	・・・ 19
	(10) 男女共同参画についての理解の促進と教育・学習の充実	・・・ 20
	(11) ライフスタイルに応じた子育て支援等の充実	・・・ 21
4	数値目標	・・・ 22
第4章	計画の推進	・・・ 23
1	計画の推進体制	・・・ 23
2	計画の進行管理と評価	・・・ 23
3	協働と連携	・・・ 23
	用語解説	・・・ 25

第1章 はじめに

1 世界の動き

国連は、1975(昭和 50) 年を「国際婦人年」と定め、メキシコにおいて開催された第 1 回世界女性会議において、「世界行動計画」を採択、それに続く 1976(昭和 51)年から 1985(昭和 60)年までを「国連婦人の 10 年」と定めて、女性の人権の擁護と男女の平等のための行動を本格的に開始しました。

1979(昭和 54)年には、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」を採択し、1985(昭和 60)年には、女性の地位向上のために各国が取り組むべき施策の指針である「西暦 2000 年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を採択しました。

1995(平成 7)年の第 4 回世界女性会議(北京会議)では、「北京宣言」とその行動計画である「行動綱領」が採択されました。この行動綱領では、女性に対する暴力、女兒、環境など 12 の重大問題領域について、女性の人権問題が議論されました。

2000(平成 12)年のニューヨークでの国連特別総会「女性 2000 年会議」では、「成果文書」と「政治宣言」が採択され、2005(平成 17)年の「第 49 回国連婦人の地位委員会(北京+10)」では、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性 2000 年会議成果文書」の実施状況の評価と見直しを行うとともに、さらなる実施に向けた戦略や今後の課題について協議し、完全実施に向けた一層の取組を国際社会に求める宣言及び決議が採択されました。

2 国の動き

我が国においては、女性に対する諸問題の解決に向けた取組が世界的に高まる中、1975(昭和 50)年に総理府に「婦人問題企画推進本部」が設置され、1977(昭和 52)年には、「国内行動計画」が策定されました。

1985(昭和 60)年には、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」を批准し、これを契機に「男女雇用機会均等法」が公布されました。

1994(平成 6)年には推進体制強化のため、内閣府に「男女共同参画推進本部」が設置され、1996(平成 8)年には、男女共同参画社会の形成に向け、21 世紀を切り開く新たな価値を創造するための「男女共同参画 2000 年プラン」が策定されました。

その後、1999(平成 11)年には、男女共同参画社会の実現を促進するための法的根拠となる「男女共同参画社会基本法」が公布され、翌年 2000(平成 12)年には、その具体的方向や施策を示した「男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画社会の実現は 21 世紀の我が国社会にとっての最重要課題であることが位置づけられました。

2001(平成 13)年には、配偶者やパートナーからの暴力の防止や被害者の保護救済を目的とした「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が公布され、2004(平成 16)年には暴力や保護命令の対象範囲を拡大し、より実情に即した改正が行われました。さらに、2007(平成 19)年には一部改正が行われ、保護命令制度のさらなる拡充等や市町村基本計画策定

の努力義務等が盛り込まれ、2013(平成 25)年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」と法律名が改められ、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても法の適用対象とされることとなりました。

また、急激な少子化の進行は深刻な社会問題となっており、2003(平成 15)年には、その要因となる状況を改善し、子育てにおける多様なニーズに対応できる環境の整備などを規定した「次世代育成支援対策推進法」が公布されました。

2006(平成 18)年には、「男女雇用機会均等法」が改正され、差別禁止規定の強化などが盛り込まれ、また、2007(平成 19)年には、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。

2010(平成 22)年には、「男女共同参画基本計画(第2次)」に基づく取組を評価し、新たな計画の必要性から、「男女共同参画基本計画(第3次)」が策定されました。第3次計画では、男性や子どもにとっての男女共同参画や地域における男女共同参画の推進等新たな重点分野が加えられました。

2013(平成 25)年には、女性の活躍促進が日本再興戦略の中核として位置づけられ、指導的地位への女性の参画促進、女性の再就職に向けた保育所整備等の取組が推進されました。

2015(平成 27)年には、女性の採用、能力開発、登用等のための行動計画策定を事業主に義務づける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が公布され、また、2020(平成 32)年度末までに実施する施策の基本的な方向性と具体的な取組をとりまとめた「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。

3 京都府の取組状況

京都府では、1981(昭和 56)年に「婦人の地位向上と福祉の増進を図る京都府行動計画」、1989(平成元)年に男女平等と共同参画の 21 世紀社会をめざす京都府行動計画「KYOのあけぼのプラン」が、2001(平成 13)年に「京都府男女共同参画計画—新KYOのあけぼのプラン—」が策定され、2004(平成 16)年には「京都府男女共同参画推進条例」が施行されました。

また、2006(平成 18)年3月に「配偶者等からの暴力の防止及び、被害者の保護・自立支援に関する計画」が策定され、2009(平成 21)年には配偶者などからの暴力を容認しない社会のさらなる推進を目指し改定されました。2008(平成 20)年には「女性発・地域元気力『わくわく』プラン」が策定され、地域づくり、NPO、企業の分野で活動する女性のチャレンジを支援し、男女が支え合い、活力ある京都づくりを進めるための取組がされています。また、同年8月には京都の特性に十分配慮したワーク・ライフ・バランスを推進するため「京都雇用創出活力会議」のもとに「ワーク・ライフ・バランス専門部会」が設置されました。

2011(平成 23)年3月、京都府男女共同参画計画「KYOのあけぼのプラン(第3次)」が策定されました。さらに、DV相談や児童虐待など家庭を取り巻く複雑、多様化する諸課題に的確かつ迅速に対応するために、「京都府家庭支援総合センター」が設置され、宇治(南部)と福知山(北部)の児童相談所には、総合相談とDV相談の機能をもった「家庭支援センター」が設置されました。また、2015(平成 27)年には、京都府性暴力被害者ワンストップ相談支援センター

「京都SARA」が開設され、府下の相談機能の強化が図られました。

4 宮津市の取組状況と課題

宮津市では、1991(平成3)年に策定した第4次宮津市総合計画において、基本施策の一つに「男女共同参画社会」の形成を位置づけ、1995(平成7)年に「ウインドプラン 21ー宮津市女性行動計画ー」を策定し、様々な女性施策を推進してきました。

2001(平成13)年2月には、市民等で構成する宮津市女性政策推進検討委員会を設置し、男女共同参画社会実現への種々の検討が重ねられ、その結果を「21世紀の宮津市男女共同参画社会実現への提言」として取りまとめられました。これを受け、2002(平成14)年3月に、「宮津市男女共同参画基本計画ー新ウインドプラン 21ー」を策定し、継続して女性施策を推進してきました。

2006(平成18)年には、人権教育・啓発推進法に基づく「宮津市人権教育・啓発推進計画」を策定、2016(平成28)年3月には、「宮津市基本構想みやづビジョン 2011」を上位計画とする「宮津市人権教育・啓発推進計画(第2次)」を策定し、女性の人権問題の項目において、男女共同参画施策の推進、女性に対するあらゆる暴力の根絶、ハラスメント対策を明記し、その施策に取り組んでいます。

また、2015(平成27)年10月には、「宮津市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン/総合戦略」を策定し、適切な職場環境づくりや仕事と生活の調和の施策を実施し、働きながら子育てしやすい社会の実現を目指しています。

2016(平成28)年3月には、女性活躍推進法の施行を受け、「宮津市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」を策定し、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進しているところです。

第2章 基本的な考え方

1 計画の趣旨

宮津市では、「宮津市男女共同参画基本計画―新ウインドプラン 21―」や「宮津市人権教育・啓発推進計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進しているところですが、2016(平成 28)年 9 月実施の「男女共同参画・女性活躍推進等に関する市民意識調査」の結果から明らかなように、性別による固定的な役割分担意識や慣習はいまだ根強く、また、女性の政策・方針決定過程への参画は十分とは言い難い状況となっています。

また、女性に対する人権侵害である「女性に対する暴力」、とりわけ「ドメスティック・バイオレンス(DV)」も発生しており、女性の人権確立に向けた行動が大きく阻害されています。人権の擁護と男女共同参画社会の実現を図るためには、配偶者等からの暴力を防止し、被害者の保護・自立支援に向けた取組が必要となっています。

さらには、安定した仕事に就けず経済的な自立が阻害される、仕事と家事・育児・介護の両立に悩む、長時間労働により心身の疲労から健康を害するなど、仕事と生活のバランスが不均衡で問題を抱える人がいます。やりがいや充実感を感じながら働き、仕事での責任を果たす一方で、家庭や地域生活などにおいて多様な生き方が選択できる社会の実現を目指していく必要があります。

本計画は、「宮津市人権教育・啓発推進計画(第2次)」等の他の計画との整合を図りつつ、男女共同参画に関する施策をより計画的・効果的に実施していくための基本指針となるものです。

2 計画の位置づけ

□「男女共同参画社会基本法」に基づく基本計画

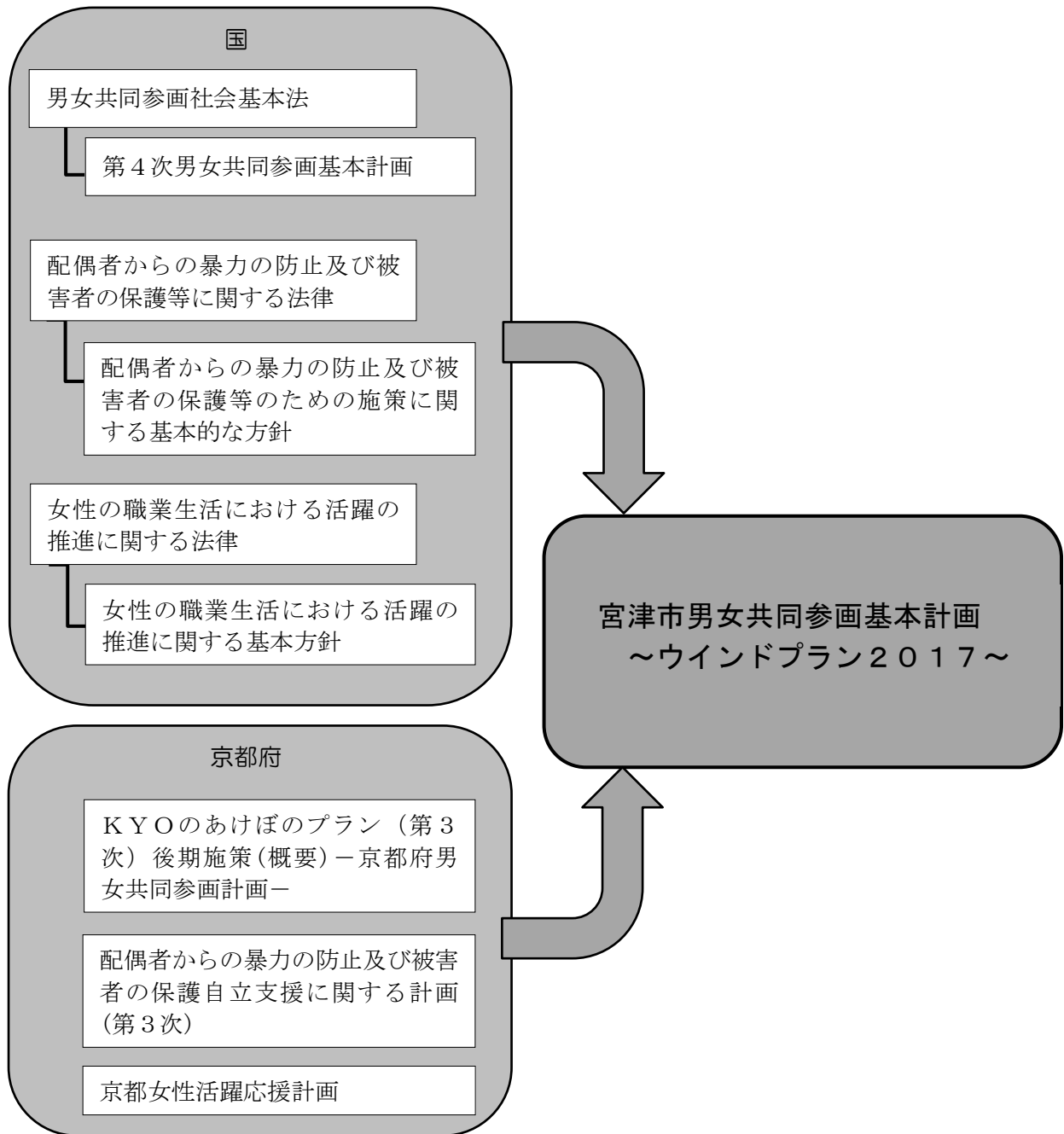
本計画は、「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項に規定する市町村男女共同参画基本計画として位置づけるものです。

□「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく基本計画

本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第 2 条の 3 第 3 項に規定する市町村基本計画として位置づけるものです。(宮津市配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画(宮津市DV対策基本計画))

□「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく市町村推進計画

本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第 6 条第 2 項に規定する市町村推進計画として位置づけるものです。(宮津市女性活躍推進計画)



3 計画の期間

この計画の計画期間は、2017(平成 29)年4月から 2027(平成 39)年3月までの 10 年間とします。ただし、計画期間中の社会情勢の変化等により、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

第3章 基本計画

1 基本理念

男女の人権が等しく尊重され、喜びも責任もともに分かち合う男女共同参画社会の実現

男女が社会の対等な構成員として、互いにその人権を尊重しつつ、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することで、喜びと責任をともに分かち合う地域社会の実現を目指します。

2 基本目標

本計画を具体的に推進するため、次の3つの基本目標を定めます。

(1)あらゆる分野における女性の活躍

女性の就業率が年々上昇するなど、これまでの成果により、多くの分野において女性の参画は進んできていますが、政策や方針決定過程への参画を含めた女性の活躍は十分とは言えません。女性の活躍が進むことは、行政、地域、企業などの現場に多様な価値観や新しい視点、創意工夫をもたらし、男女がともに仕事と生活を両立できる暮らしやすい社会の実現につながります。

あらゆる分野に女性が参画し、男女双方の意見が対等に反映される社会の実現に向けて、就業の場での男女共同参画の取組の積極的な推進や、政策や方針決定過程への女性の参画の拡大を図るとともに、起業や就業、地域活動など、女性の多様なチャレンジの支援に取り組みます。

また、男女の社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、男女の社会活動の選択に対する制度の構築や意識の改善は大きな課題となっています。ワーク・ライフ・バランスの意識づくりに積極的に取り組んでいきます。

取組方針①	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 ⇒兼「宮津市女性活躍推進計画」
取組方針②	家庭や地域における男女共同参画の推進 ⇒兼「宮津市女性活躍推進計画」

取組方針③	働く場における男女共同参画の推進 ⇒兼「宮津市女性活躍推進計画」
取組方針④	仕事と生活の調和の推進 ⇒兼「宮津市女性活躍推進計画」
取組方針⑤	男性の課題に対応した男女共同参画の推進

(2)安全・安心な生活の実現

ドメスティック・バイオレンス(DV)は、重大な人権侵害であり、その背景には、相手に対する見下し意識や性別による固定的な役割分担意識、男女の経済的な格差など男女共同参画を阻害する問題があります。宮津市においては、2013(平成 25)年以前は少数であった相談件数が2014(平成 26)年度以降増加し、一時保護や支援施設への入所に至るケースが生じています。支援のあり方も複雑化していることから、DV防止対策に一層積極的な取組を進めます。

また、女性の健康を生涯にわたり包括的に支援するための取組や男女の性差に応じた健康を支援する取組を推進するとともに、貧困や高齢、障害など様々な困難な状況におかれている方が安心して生活できる環境の整備や、男女共同参画の視点に立った防災体制の確立に向けた取組を進めていきます。

取組方針⑥	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護 ⇒兼「宮津市DV対策基本計画」
取組方針⑦	困難な状況を抱えた方への支援
取組方針⑧	生涯を通じた女性の健康支援
取組方針⑨	男女共同参画の視点に立った防災体制の確立

(3)男女共同参画の基盤づくり

男女共同参画社会の実現には、男女が対等なパートナーとして活躍できる機会を拡充するとともに、あらゆる分野に積極的に参画していく意識と能力の向上を図る必要があります。

また、一人ひとりの意識や社会・地域の慣行の中に根強く残っている性別による固定的な役割

分担意識の解消、性別に起因する差別的取扱いの排除、とりわけドメスティック・バイオレンス(DV)をはじめ女性に対するあらゆる暴力の根絶は、男女共同参画社会を形成していくうえで克服しなければならない課題です。

広報や啓発、教育・学習の場において、男女の人権が尊重され、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野に参画できるための基盤づくりに取り組みます。

取組方針⑩	男女共同参画についての理解の促進と教育・学習の充実
取組方針⑪	ライフスタイルに応じた子育て支援等の充実

【計画の体系】

基本理念

基本目標

取組方針

男女の人権が等しく尊重され、喜びも責任もともに分かち合う男女共同参画社会の実現

1 あらゆる分野における女性の活躍

- (1) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
兼「宮津市女性活躍推進計画」
- (2) 家庭や地域における男女共同参画の推進
兼「宮津市女性活躍推進計画」
- (3) 働く場における男女共同参画の推進
兼「宮津市女性活躍推進計画」
- (4) 仕事と生活の調和の推進
兼「宮津市女性活躍推進計画」
- (5) 男性の課題に対応した男女共同参画の推進

2 安全・安心な生活の実現

- (6) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護
兼「宮津市DV対策基本計画」
- (7) 困難な状況を抱えた方への支援
- (8) 生涯を通じた女性の健康支援
- (9) 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立

3 男女共同参画の基盤づくり

- (10) 男女共同参画についての理解の促進と教育・学習の充実
- (11) ライフスタイルに応じた子育て支援等の充実

3 取組方針

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

本取組方針は、「宮津市女性活躍推進計画」として位置づけ、この方針に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に向けた施策に取り組みます。

【現状と課題】

- 女性の社会参加は、これまでの成果から、着実に実を結んでいます。政策・方針決定過程への女性の参画は、まだ十分とは言えない状況です。
- 国では、2003（平成 15）年に「社会のあらゆる分野において、2020 年までに指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも 30%程度となるよう期待する」との目標を掲げてきましたが、我が国における女性の参画は、諸外国に比べ低い水準にとどまっています。
- 本市においては、「宮津市男女共同参画基本計画－新ウインドプラン 21－」において、市の審議会等への女性の参画目標を 35%と設定したところですが、2015(平成 27)年度末で 22.4%となっています。過去 10 年間、同水準で推移し、大きな進展がなく、一層の取組が必要です。
- また、市役所においては、管理的地位にある職員や係長相当職に占める女性割合の引き上げを目標とする「宮津市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づく取組を着実に推進することが必要となっています。
- 市内の企業や事業所においても、女性の適材適所の配置や方針決定の場への女性の参画について、働きかけを行う必要があります。

【施策の内容】

	項 目	施策の内容
1	女性の人材育成	女性の政策・方針決定過程への参画促進に向けた啓発や学習機会の提供を推進し、女性の人材育成を図ります。
2	本市の審議会等への女性登用の推進	本市の審議会等の意思決定の場への女性委員の登用を促進します。登用は女性比率の向上に向けて委員を公募する等選任方法の見直しを行います。
3	「宮津市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」の推進	市役所での職員配置について女性職員を多様なポストに積極的に配置するとともに、各役職段階における人材の確保を念頭においた人材育成を行うことで、管理的地位にある職員に占める女性割合を引き上げます。
4	市内の企業や事業所への広報・啓発	女性の適材適所の配置や方針決定の場への女性の参画を推進するよう働きかけを行います。

(2) 家庭や地域における男女共同参画の推進

本取組方針は、「宮津市女性活躍推進計画」として位置づけ、この方針に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に向けた施策に取り組みます。

【現状と課題】

- 本市の人口は、1954(昭和 29)年の市制施行直後の 1955(昭和 30)年には、36,200 人でしたが、その後は一貫して減少を続け、2015(平成 27)年には、18,426 人となっています。
- 国立社会保障・人口問題研究所の推計人口では、2040(平成 52)年には、11,782 人、2060(平成 72)年には、7,867 人にまで減少することが見込まれています。
- 魅力的で持続可能な地域社会の形成と維持には、男女が共に地域における諸課題の解決に向き合い、固定的な性別役割分担にとらわれず、その能力を発揮していくことが必要です。
- また、地域の団体における役職について男性が多くを占めていることから、地域における多様な方針決定過程への女性の参画拡大を図ることが必要となっています。
- 家庭内においても、家事や育児、介護の役割を固定化せず、これらを柔軟に行う意識づけと実践が必要となっています。

【施策の内容】

	項 目	施策の内容
1	固定的な性別役割分担の意識の解消の推進	男女共同参画の視点から、多様な家庭のあり方や個人のあり方について尊重する社会をつくるため、家事、育児、介護が男女の共同責任であるとの認識の浸透を図ります。
2	地域における男女共同参画社会の啓発の推進	地域における防災、環境保全、地域福祉、防犯等の各活動にあたって男女共同参画の推進が図られるよう啓発を行います。
3	男性の家庭生活への関わり の充実	男性が家庭責任を果たすための講座の開催や男女共同参画に関する学習機会の充実を図り、男性の家事・育児・介護等への一層の参画を図る意識改革のための啓発に取り組めます。

(3) 働く場における男女共同参画の推進

本取組方針は、「宮津市女性活躍推進計画」として位置づけ、この方針に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に向けた施策に取り組みます。

【現状と課題】

- 共働き世帯が増加し、女性の就業率が上昇している一方で、育児や介護を理由に離職、あるいは希望しながらも就労していない女性が依然として多い状況となっています。
- 女性が生涯を通じて経済的に自立するためには、働きながら子育てができるような支援を行うとともに、一旦離職しても自らのライフスタイルに合わせて再就職ができるよう、職場環境の整備に向けて企業や事業所に働きかけを行う必要があります。
- 農業、商工業等の自営業においても、女性と男性が対等なパートナーとして経営に参画できるよう、意思決定過程への参画を促進することが重要です。

【施策の内容】

	項 目	施策の内容
1	男女が共に働きやすい職場環境づくりの推進	商工団体等と連携し、企業・事業所に対する固定的性別役割分担意識の解消やワーク・ライフ・バランスの実現、男女の賃金格差の是正、セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等のない職場づくりに向けた啓発活動を強化します。
2	女性の相談窓口の充実	女性の就業や経営参画等における悩みやトラブルに対応するための専門の相談窓口を新たに開設し、相談窓口の充実を図ります。
3	固定的な性別役割分担の意識の解消の推進(再掲)	農業、商工業等の自営業において、固定的性別役割分担意識の解消に努め、就業条件の適正化と経営方針決定過程への女性の参画を促進します。
4	「宮津市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」の推進(再掲)	市役所が本市における女性活躍推進の先導役を担うことから、市役所での職員配置について女性職員を多様なポストに積極的に配置するとともに、各役職段階における人材の確保を念頭においた人材育成を行うことで、管理的地位にある職員に占める女性割合を引き上げます。

(4) 仕事と生活の調和の推進

本取組方針は、「宮津市女性活躍推進計画」として位置づけ、この方針に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に向けた施策に取り組みます。

【現状と課題】

- 市民意識調査では、「仕事」「家庭」「地域・個人の生活」の優先度について、男女ともに『仕事』と『家庭生活』を共に優先」等の複数の活動をバランスよく行うことを希望する割合が高いのに対し、現実には、女性で『家庭生活』を優先する」、男性で『仕事』を優先する」の割合が高くなっています。また、仕事と家庭を両立するために必要なこととして、女性で「家族の積極的な支援や協力」、男性で「労働環境の整備」の割合が高くなっています。
- 働きたい人が性別にかかわらずその能力を發揮し、家庭や地域においても充実した生活を送ることができる社会の実現のためには、これまでの長時間労働を前提とした働き方を見直し、男性の家庭や地域への参画を進めるとともに、子育てや介護など個人の状況に応じた多様な働き方が選択できる環境を整える必要があります。
- 子育て支援への一層の取組とともに、近年、問題となっている介護離職の防止に向け、介護しながら働き続けることができるよう、職場や地域などの環境を整備することが求められています。
- ワーク・ライフ・バランスの実現は、企業にとっても、優秀な人材の確保と定着、男性・女性、子育てや介護をしている人など様々な立場から創出される多様な商品・サービスの提供、従業員のモチベーションアップや心身の健康保持と生産性の向上など、大きなメリットをもたらします。
- 行政、企業・事業所、市民など様々な主体が連携し、社会全体で、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて積極的に取り組んでいくことが重要です。

【施策の内容】

	項 目	施策の内容
1	育児・介護休業制度の普及・啓発	男女が、仕事と子育て・介護の両立が可能となるよう、育児・介護休業制度の普及・啓発を図ります。
2	ワーク・ライフ・バランスの広報・啓発及び学習機会の提供	男女共同参画、子育て支援、介護、教育、労働、産業振興など、様々な行政分野が連携して、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた市民意識の一層の醸成を図るための広報・啓発や学習機会の提供を行います。

(5) 男性の課題に対応した男女共同参画の推進

【現状と課題】

- 長時間労働を前提とする働き方は、男性が主体的に子育て・家事・介護等に参画することを困難にし、結果として女性が仕事と生活を両立することを難しくしています。また、自己啓発や地域活動への参加、健康保持などを含めた男性自身の仕事と生活の調和を阻む要因にもなっています。
- 男女共同参画社会を実現するためには、男性も積極的な役割を果たす必要があります。男性自らが家庭生活や地域活動に積極的に参加し、固定的性別役割分担意識から脱却することが必要です。
- 男性を取り巻く社会経済状況が大きく変動する中、中高年男性の自殺の多さなど、男性の生きづらさにも注目が集まっています。
- 本市では、男性に向けた各種講座等の開催や相談事業などを通じて、男性の固定的性別役割分担意識の解消やワーク・ライフ・バランスの実現に努めています。

【施策の内容】

	項 目	施策の内容
1	ワーク・ライフ・バランスの広報・啓発及び学習機会の提供(再掲)	男女共同参画、子育て支援、介護、教育、労働、産業振興など、様々な行政分野が連携して、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた市民意識の一層の醸成を図るための広報・啓発や学習機会の提供を行います。
2	固定的な性別役割分担の意識の解消の推進(再掲)	男女共同参画の視点から、多様な家庭のあり方や個人のあり方について尊重する社会をつくるため、家事、育児、介護が男女の共同責任であるとの認識の浸透を図ります。
3	市内の企業や事業所との連携した学習機会の提供	固定的性別役割分担意識の解消や男性の家庭生活・地域活動への参加を促進するため、市内の企業や事業所と連携し、男性に対する学習機会の提供に努めます。

(6) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護

本取組方針は、「宮津市DV対策基本計画」として位置づけ、この方針に基づき、DVの防止及び被害者の保護、支援のための施策を推進します。

【現状と課題】

- 2001（平成 13）年4月にDV防止法が制定され、配偶者からの暴力を防止し被害者を保護することは、国や地方公共団体の責務であるとされました。2013（平成 25）年7月の改正では、配偶者のみならず、生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手からの暴力について準用する適用範囲の拡大などが行われました。
- 市役所相談窓口へのDV被害の相談件数は、相談窓口が周知されてきたこと、DVの概念が社会的に認知されるようになってきたことから、2014(平成 26)年度以降増加しており、一時保護や支援施設への入所に至るケースも生じています。
- DV被害により他市町から転入される方も増加しており、保護命令の申請や住民票の閲覧制限手続など、市役所の庁内関係部局や警察機関との連携に加え、他市町との連携も必要となるケースも増加しています。また、経済的に課題のある方や妊婦などに対する支援のあり方も複雑多様化しています。
- 今後においても、被害者自身が早期に問題を認識し、適切な対応ができるよう、DVに対する正しい理解の周知が必要です。
- 被害者が各種の相談窓口を安全に利用できるよう、関係機関等との連携をさらに強化し、安心して相談できる体制づくりを進めるとともに、積極的な広報・啓発を行うことが重要です。

【施策の内容】

	項 目	施策の内容
1	DV防止に向けた啓発の推進	DVが発生する背景、被害者の子どもに及ぼす影響や被害を受けた場合の対応及び相談窓口などについて、あらゆる機会を通じた啓発を推進します。特に、若い世代を対象に、デートDV防止に向けた啓発を推進します。
2	DV被害に関する相談体制の充実	相談内容に応じた適切な対応ができるよう、相談窓口を担当の職員を配置するとともに、市役所の庁内関係部局や警察等関係機関の連携を強化し、迅速・的確な相談体制を整備します。
3	DV被害者等の安全確保と自立支援	一時保護や支援施設への入所にあたっては、京都府家庭支援総合センターや京都府北部家庭支援センター、宮津警察署などの関係機関等との連携を強化し、被害者等の自立支援にあたっては、継続して支援を実施できるよう関係機関等との連携を図ります。 また、被害者の経済的な支援、子どもに対する心理的ケ

		アや就学などの支援及び高齢者・障害のある人等に対する支援が必要な場合は、市役所の庁内関係部局が連携して支援にあたります。
4	DV防止推進体制の充実	庁内の連携を強化するとともに、市役所の担当職員のDVに関する理解向上を図るため、京都府等が行う研修会に積極的に参加します。

(7) 困難な状況を抱えた方への支援

【現状と課題】

- 多くの女性が出産・育児等のために退職し、再就職時にはその多くが非正規雇用となることなどから、男女の賃金格差は依然として大きく、貧困等の生活困難は女性にとってより深刻です。特に、低収入のひとり親家庭や、就業年数が短く年金収入等の少ない高齢単身女性等は深刻な状況にあります。
- 本市では、人権や男女共同参画の視点から、様々な相談事業等を通じて、困難な状況にある人への支援に努めています。

【施策の内容】

	項 目	施策の内容
1	ひとり親家庭・高齢の女性や障害のある女性への支援	「宮津市子ども・子育て支援事業計画」、「第7次宮津市高齢者保健福祉計画・第6期宮津市介護保険事業計画」、「宮津市障害者計画・第4期障害福祉計画」に基づき、それぞれの状況に応じた支援を行います。
2	生活困窮者の自立に向けた支援	生活困窮者の状況に応じ、自立を促進するための包括的・継続的支援を実施します。
3	相談窓口の充実	相談内容に応じた適切な対応ができるよう、相談窓口を担当の職員を配置するとともに、市役所の庁内関係部局と連携を強化し、迅速・的確な相談体制を整備します。

(8) 生涯を通じた女性の健康支援

【現状と課題】

- 男女が自分のからだについて正確な情報と知識を持ち、お互いの健康について理解し合い、お互いのところとからだを思いやりながら行動することが、男女共同参画社会の実現にあたっての前提となります。
- 特に女性は妊娠や出産というライフサイクルを通じて、男性とは異なる健康上の問題に直面します。妊娠や出産についての自己決定などリプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方についての正しい知識や情報を得るとともに、生涯を通じた健康の保持増進ができるよう、総合的な情報と学習機会の提供が必要です。
- 本市では、女性の医療に関する情報提供及び医療機関との連携に努めているほか、性に関する悩みなどの相談窓口を設置するなど、生涯を通じた女性の健康支援に努めてきました。今後も、引き続き関係機関との連携を図りながら、女性の健康教育及び健康支援に努めていく必要があります。

【施策の内容】

	項 目	施策の内容
1	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及・啓発	家庭や学校、職場、地域において、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方について正しく知識を得るための普及・啓発を推進します。
2	性教育・健康教育と健康づくりの推進	関係機関等と連携を図りながら、発達段階に応じた性教育・健康教育の推進、ウォーキング等による健康づくりを推進します。
3	保健サービスの充実	女性特有の病気に対する予防と検査の勧奨、女性の健康教育、妊娠・出産期の保健サービス情報の提供に努めます。

(9) 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立

【現状と課題】

- 災害時の避難所運営について、先の東日本大震災では、女性への配慮不足が問題となりました。また、本市では、2004(平成 16)年の台風 23 号における、避難所運営や災害復旧等の担い手として多くの女性が活躍されました。
- 平常時から、男女共同参画の視点からの災害対応について、関係者が理解を深めておくことが大切ですが、その意思決定の場への女性の参画は少ない状況となっています。災害対応において女性の果たす役割が大きいことを認識し、意思決定の場への女性の参画や、女性リーダーとして活躍されることが期待されています。
- 地域防災計画に男女共同参画の視点を取り入れ、男女双方に配慮した防災体制を確立し、地域の防災力向上を図ることが重要です。

【施策の内容】

	項 目	施策の内容
1	防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大	防災分野での固定的な性別役割分担意識の解消に努めるとともに、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大します。
2	防災分野の人材育成と知識の普及・啓発	関係機関と連携し防災分野の人材育成を推進するとともに、男女共同参画の視点に立った災害や防災に関する知識の普及・啓発に努めます。
3	避難所への男性及び女性職員の配置(市役所での取組)	災害時の避難所の運営にあたっては、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する必要があることから男性と女性を配置します。

(10) 男女共同参画についての理解の促進と教育・学習の充実

【現状と課題】

- 家庭や学校における教育は、子どもの意識や考え方に大きな影響を及ぼします。次代を担う子どもたちが、固定的性別役割分担意識にとらわれない価値観を身につけ、多様な選択肢の中から主体的に将来の生き方を選択できるよう、学校等で男女平等に関する教育を進める必要があります。また、男女が共に人生を通じて、性別にとらわれず、多様な生き方や社会のあらゆる分野への参画が選択できるよう、ライフステージに応じた学習機会を提供することも必要です。
- インターネット等のメディアが急速に浸透し、誰もが容易に情報の発信者や受信者になり得る中、女性や子どもの人権を侵害する違法・有害な情報の流通が大きな問題となっており、市民一人ひとりが、メディアを通じて流れる情報を主体的に収集、判断する能力や適切に発信する能力を身につけることが重要です。

【施策の内容】

	項 目	施策の内容
1	男女平等に関する教育・学習の推進	学校教育や生涯学習などのあらゆる教育・学習の場において、ジェンダーの正しい理解や性の多様性の理解、家庭科・性教育の充実など男女平等に関する教育・学習を推進します。
2	男女共同参画の理念の教育・学習の推進	学校教育において、男女が共に、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、主体的に進路を選択できる力を身につけるよう、男女共同参画の視点に立った教育・学習を推進します。
3	教職員、社会教育関係職員等の資質の向上	子どもの人権意識の高揚を図る上で重要な役割を果たす教職員や地域社会における教育の担い手である社会教育関係職員等が、人権教育や男女平等に関する教育に適切に対応できるよう研修の充実を図ります。
4	メディアリテラシーの向上	男女共同参画の視点に立った情報発信等についてメディアへの働きかけや、学校教育・啓発事業を通じたインターネット上の様々な情報に対する児童生徒の主体的な情報収集力・判断力、発信力獲得のための学習を促進します。

(11) ライフスタイルに応じた子育て支援等の充実

【現状と課題】

- 平成 27 年版男女共同参画白書によると、育児休業を取得する女性は増えていますが、出産前後に就業を継続する割合は増えておらず、6割以上の女性が出産を機に離職する傾向が続いています。また、子育て期にある 30 歳代及び 40 歳代の男性は、他の年代に比べ、長時間労働者の割合が高く、男性の育児休業取得率は依然として低水準です。
- 本市では、仕事と子育ての両立で大変だと感じていることについて、「子どもが急病時の対応」が 63.0%を占め、これに次いで「子どもと接する時間がない」が 35.7%、「急な残業が入ってしまう」が 28.6%となっています。(宮津市子ども・子育て支援事業計画(平成 27～31 年度)における 2013(平成 25)年度ニーズ調査結果)
- 晩婚化・晩産化の進展に伴い、育児と介護の負担が同時にかかる「ダブルケア」問題も顕在化しつつあります。
- 男女共に、仕事と子育てを両立できる社会の実現に向け、また、働きたい女性が仕事と子育ての二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮することができるよう、子育て施策の充実が求められています。

【施策の内容】

	項 目	施策の内容
1	宮津市子ども・子育て支援事業計画の推進	いわゆる「M 字カーブ」問題の解消に向け、仕事と子育ての両立が可能となるよう、宮津市子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育てに夢を持てる環境づくり、子どもたちを健全に育む社会づくりに取り組みます。 【6つの重点プロジェクト】 1 保育所保育料の軽減 2 放課後児童クラブの充実 3 子育て支援センターの充実(地域子育て支援拠点事業) 4 幼稚園教育・保育の充実 5 中学校の給食の実施 6 図書館の充実
2	育児・介護休業制度の普及・啓発(再掲)	男女が、仕事と子育て・介護の両立が可能となるよう、育児・介護休業制度の普及・啓発を図ります。
3	固定的な性別役割分担の意識の解消の推進(再掲)	男女共同参画の視点から、多様な家庭のあり方や個人のあり方について尊重する社会をつくるため、家事、育児、介護が男女の共同責任であるとの認識の浸透を図ります。

4 数値目標

本計画の推進にあたっては、基本目標ごとの次の項目により目標値を設定します。目標値は、社会情勢の変化に的確に対応するため、10年間の計画期間を半期に分けて設定します。

(1) あらゆる分野における女性の活躍

項 目	現 状 (2016(H28))	目 標 値	
		(2021(H33))	(2026(H38))
社会通念・慣習・しきたり等で男女平等と感じている人の割合	12.3% 〔男性 16.9%〕 〔女性 9.9%〕	男女とも 20.0%	男女とも 30.0%
社会全体で男女平等と感じている人の割合	19.5% 〔男性 25.5%〕 〔女性 15.8%〕	男女とも 30.0%	男女とも 35.0%
セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントを受けたり、見聞きした人の割合	22.5%	10.0%	可能な限りゼロに近づける
市の審議会等委員に参画する女性の割合	22.4%	30.0%	35.0%

※ 市の審議会等委員に参画する女性の割合の現状（2016(H28))は2015(H27)年度末の割合

(2) 安全・安心な生活の実現

項 目	現 状 (2016(H28))	目 標 値	
		(2021(H33))	(2026(H38))
DVを受けたり、見聞きした人の割合	21.4%	10.0%	可能な限りゼロに近づける
乳がん検診受診率	41.5%	53.0%	58.0%
子宮頸がん検診受診率	31.3%	41.0%	46.0%
前立腺がん検診受診率	38.9%	48.0%	53.0%
宮津市防災会議への女性委員の登用率	25.0%	27.5%	30.0%

※ 宮津市防災会議への女性委員の登用率の現状（2016(H28))は2015(H27)年度末の割合

※ 各検診受診率の現状（2016(H28))は、年度末見込みの割合

(3) 男女共同参画の基盤づくり

項 目	現 状 (2016(H28))	目 標 値	
		(2021(H33))	(2026(H38))
「男女共同参画社会」という言葉の認知度	73.3%	85.0%	95.0%
「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」という言葉の認知度	63.7%	70.0%	80.0%

第4章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画は、官民が一体となり、相互に連携しながら各施策を推進することが必要です。このため、庁内に市長を本部長とする「宮津市男女共同参画施策推進会議」を設置し、施策を総合的に推進するとともに、学識経験者や関係機関及び団体の役員で構成する「宮津市男女共同参画審議会」を設置し、本市の男女共同参画の推進に関する重要事項について意見を聞き、計画の推進に反映していきます。

2 計画の進行管理と評価

本計画は、「宮津市男女共同参画施策推進会議」において、PDCA サイクル（「Plan(計画)」「Do(推進)」「Check(点検・評価)」「Action(改善)」）により進行管理を行い、定期的に市民意識調査を実施し、市民意識の把握に努めます。

3 協働と連携

本計画の推進にあたっては、市民等が行う男女共同参画のための活動の一層の促進が重要であることから、市と市民との協働を積極的に推進していきます。

また、本計画を効果的に推進するため、国や京都府の関係機関、近隣市町、市内の関係団体等の緊密な連携を図ります。とりわけ、DV対策については、配偶者暴力相談支援センターの機能を有する「京都府家庭支援総合センター」及び「京都府北部家庭支援センター」との連携を強化します。

宮津市男女共同参画資料

(用語解説)

育児・介護休業制度

子育てや介護と仕事が両立しやすい就業環境の整備等をさらに進めていくための制度。2016(平成 28)年 3 月に改正され、2017(平成 29)年 1 月 1 日から全面施行。

一時保護

DVにおいて、加害者からの避難が必要な場合、公的施設や民間の保護施設（シェルター）等で、被害者を一時的に保護すること。

M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30 歳代を谷とし、20 歳代後半と 40 歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になること。結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴によるもの。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。

京都雇用創出活力会議

行政・労働者団体・使用者団体の代表者が一堂に会し、緊密な連携による地域の経済・雇用情勢に応じたきめ細やかな雇用対策を推進するため開催されている会議。2015(平成 27)年 11 月 24 日に開催された第 12 回会議において、「京都労働経済活力会議」に改称された。

京都府性暴力被害者ワンストップ相談支援センター「京都SARA」

性暴力被害者に総合的な支援を提供するため、行政、医療機関、警察、弁護士会、民間団体等が連携して設置する相談機関。専門的な研修を受けた女性相談員が被害者に対応。

京都府男女共同参画推進条例

2004(平成 16)年から施行。男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進するために制定した京都府の条例。

京都府家庭支援総合センター

2010(平成 22)年 4 月に開設。京都児童相談所・婦人相談所・身体障害者更生相談所・知的障害者更生相談所が統合された、家庭問題に関する総合的な相談機関。児童虐待・DV・障害・ひきこもりなど家庭を取り巻く、複雑・多様化する様々な相談に専門スタッフがワンストップで応じている。

国際婦人年

1975(昭和 50)年。女性の地位向上を目指す契機となるよう国連が提唱した年。

国立社会保障・人口問題研究所

1996(平成 8)年に、厚生省人口問題研究所と特殊法人社会保障研究所との統合によってできた厚生労働省に所属する国立の研究機関。人口や世帯の動向を捉えるとともに、内外の社会保障政策や制度についての研究を行っている。

国連婦人の 10 年

1975(昭和 50)年の第 30 回国連総会において 1976(昭和 51)年～1985(昭和 60)年を「国連婦人の 10 年 - 平等・発展・平和」とすることが宣言された。「国連婦人の 10 年」の中間にあたる 1980(昭和 55)年には、コペンハーゲンで「国連婦人の 10 年中間年世界会議」(第 2 回女性会議)が開かれ、「国連婦人の 10 年」の最終年にあたる 1985(昭和 60)年には、ナイロビで「国連婦人の 10 年世界会議」(第 3 回世界会議)が開かれ、「女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択された。

固定的性別役割分担

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例。

さ 行

ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある一方で、社会通念や慣習の中で、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)

個人が仕事上の責任を果たしつつ、結婚や育児をはじめとする家族形成のほか、介護や地域活動への参加等、個人や多様なライフスタイルの家族がライフステージに応じた希望を実現できるようにすること。

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章

2007(平成 19)年 12 月、「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」において策定。仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けて、国民一人ひとりが積極的に取り組めるよう、仕事と生活の調和の必要性、目指すべき姿を示し、官民一体となって取り組んでいくことを定めている。

仕事と生活の調和推進のための行動指針

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」で示された「仕事と生活の調和が実現した社会」を目指して、企業や働く者、国民の効果的な取組、国や地方公共団体の施策の方針を定めたもの。

次世代育成支援対策推進法

2005(平成 17)年 4 月 1 日から施行。次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育成される環境を整備するため、国、地方公共団体、事業主、国民が担う責務を明らかにし、10 年間をかけて集中的かつ計画的に次世代育成支援対策に取り組んでいくことを目的としている。

2014(平成 26)年度末までの時限立法であったが、法改正により、2026(平成 38)年 3 月 31 日まで延長された。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女性差別撤廃条約)

1979(昭和 54)年 12 月に国連総会で採択された条約。締結国に、女子が女子である理由のみによって生き方を制約されることなく、個人として、男子と平等な権利・機会・責任を享受できる完全な男女平等を順を追って徐々に実現することを求めている。日本は、1985(昭和 60)年 6 月に批准。

女性 2000 年会議

2000(平成 12)年にニューヨークで開催された国連特別総会。「北京宣言及び行動綱領」の完全実施に向け、「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」が採択された。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)

2015(平成 27)年(一部 2016(平成 28)年)から施行。女性の活躍推進の取組を着実に前進させるべく、一歩踏み込んだ新たな総合的枠組みを構築するため、民間事業者及び国・地方公共団体といった各主体が女性の活躍推進に向けて果たすべき役割を定めることを目的としている。2025(平成 37)年度までの時限立法。

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項

「市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めるものとする。」

世界女性会議

第1回（国際婦人年女性会議）が1975（昭和50）年にメキシコシティで開催されて以降、5～10年ごとに行われている女性問題に関する国連主催の国際会議。第2回（「国連婦人の10年」中間年世界会議）は1980（昭和55）年にコペンハーゲンで、第3回（「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議）は1985（昭和60）年にナイロビで、第4回世界女性会議は1995（平成7）年に北京で開催された。

セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反する性的な言動により相手方の生活環境を害すること、又は相手の意に反する性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えること。

た　　行

第7次宮津市高齢者保健福祉計画・第6期宮津市介護保険事業計画

地域包括ケアシステムの構築を図り、超高齢社会への対策をより一層推進するため、老人福祉法及び介護保険法に基づいて、2015（平成27）年に策定した計画。

「ダブルケア」問題

経済の担い手として女性の活躍をさらに促進するとともに、働き方を改革していくことが求められる中、近年、晩婚化・晩産化等を背景に育児期にある者（世帯）が親の介護も同時に引き受けるという育児と介護の問題。

男女共同参画基本計画

男女共同参画社会基本法に基づき、施策の総合的かつ計画的推進を図るため、基本的な考え方並びに施策の基本的方向及び具体的な取組を定めるもの。

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

男女共同参画社会基本法

1999(平成 11)年から施行。男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。

「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項

「市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めなければならない。」

男女共同参画推進本部

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、1994(平成 6)年 7 月に内閣に設置。本部は、内閣総理大臣を本部長、内閣官房長官及び男女共同参画担当大臣を副本部長とし、本部員は全閣僚で構成されている。

男女共同参画白書

男女共同参画基本法に基づき、内閣府が作成している年次報告書。

男女雇用機会均等法

1986(昭和 61)年から施行。法の下での平等を保障する日本国憲法の理念のもと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的としている。

地域防災計画

災害対策基本法に基づいて、災害発生時の応急対策や復旧など災害に係わる事務・業務に関して総合的に定めた計画。

デートDV

交際相手から、殴る・蹴るなど身体に対する暴力だけではなく、携帯電話の着信履歴やメールのチェック、交友関係や行動の監視など、相手の気持ちを考えずに、自分の思いどおりに支配したり束縛したりしようとする態度や行動をされること。

ドメスティック・バイオレンス(DV)

夫婦間及び恋愛関係にある男女間、その他の密接な関係にある男女間で行われる暴力的行為(暴力その他心身に有害な影響を及ぼす言動)。

日本再興戦略

2013(平成 25)年 6 月に安倍政権において閣議決定された日本経済の再生に向けた 3 本の矢の 1 つである成長戦略。2016(平成 28)年 6 月には「戦後最大の名目 GDP 600 兆円」の実現を目指し、「日本再興戦略 2016」が閣議決定された。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

2001(平成 13)年から施行。配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的としている。2013(平成 25)年の法改正により、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力及びその被害者についても、この法律を準用することとなった。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第 2 条の 3 第 3 項

「市町村（特別区を含む。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。」

パワー・ハラスメント

職権を背景に、本来の業務を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、就業者の労働環境を悪化させ、あるいは雇用不安を与えること。

北京宣言及び行動綱領

第 4 回世界女性会議で採択された宣言。行動綱領は 12 の重大問題領域にそって女性のエンパワーメント※のための議題を記している。具体的には、(1) 女性と貧困、(2) 女性の教育と訓練、(3) 女性と健康、(4) 女性に対する暴力、(5) 女性と武力闘争、(6) 女性と経済、(7) 権力及び意思決定における女性、(8) 女性の地位向上のための制度的な仕組み、(9) 女性の人権、(10) 女性とメディア、(11) 女性と環境、(12) 女児から構成されている。

※エンパワーメント

アメリカにおける公民権運動との関わりの中で、社会福祉の分野で取り入れられた理念。社会的に不利な状況に置かれた人々の自己実現を目指しており、その人の有するハンディキャップやマイナス面に着目して援助をするのではなく、長所、力、強さに着目して援助すること。

保護命令

DVにおいて、被害者の生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、被害者が裁判所に申し立て、裁判所が加害者に対して一定の期間、被害者への接近禁止等を命じること。

ま 行

マタニティ・ハラスメント

働く女性が妊娠・出産、育児休業等を理由として解雇、減給、降格などの不利益な取り扱いを受けること。

宮津市子ども・子育て支援事業計画

総合的・計画的に子育て支援施策を推進していくための行動指針として、子ども・子育て支援法に基づいて、2015(平成27)年に策定した計画。

宮津市障害者計画・第4期障害福祉計画

障害者福祉施策をより具体的で実効性のあるものとして実施していくため、障害者基本法及び障害者総合支援法に基づいて、2015(平成27)年に策定した計画。

宮津市人権教育・啓発推進計画（第2次）

人権教育・啓発に関する施策をこれまでの成果や課題を踏まえて引き続き総合的かつ計画的に進めるため、人権教育・啓発推進法に基づいて、2016(平成28)年3月に策定した計画。

宮津市男女共同参画基本計画－新ウインドプラン21－

男女共同参画のまちづくりにむけた市民と行政共通の行動指針として、男女共同参画社会基本法に基づいて、2002(平成14)年に策定した計画。

宮津市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

宮津市役所の組織全体で女性職員の活躍を推進するため、女性活躍推進法に基づいて、2016(平成28)年3月に策定した計画。

宮津市防災会議

宮津市地域防災計画の作成及び実施の推進を図るため、災害対策基本法に基づいて、設置している会議。

宮津市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン/総合戦略

まち・ひと・しごと創生法に定める地方版総合戦略。2010(平成 22)年度に策定した宮津市基本構想「みやづビジョン 2011」をより積極的に推進していくための役割を担うもの。

メディアリテラシー

情報が流通する媒体（メディア）を使いこなす能力のこと。①メディアを主体的に読み解く能力、②メディアにアクセスし活用する能力、③メディアを通じコミュニケーションする能力の3つの要素からなる複合的な能力とされる。

ら 行

ライフステージ

幼児期、児童期、青年期、老年期等、人生の様々な過程における生活史上の各段階のこと。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康/権利）

リプロダクティブ・ヘルスとは、人間の生殖システム及びその機能と活動過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあること。すなわち、人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、生殖能力を持ち、子どもを持つか持たないか、いつ持つか、何人持つかを決める自由をもつこと。

リプロダクティブ・ライツとは、すべてのカップルと個人が、自分たちの子どもの数、出産間隔、出産する時期を自由にかつ責任をもって決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを享受する権利。

宮津市男女共同参画基本計画～ウインドプラン 2017～

2017年（平成29年）3月

発行 宮津市

〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手 345-1

電話 0772-22-2121(代)

FAX 0772-25-1691

Email jinken@city.miyazu.kyoto.jp

